

第11章 現場指揮計画

(趣 旨)

この計画は、火災等の活動方針を決定し、災害現場に集結した消防部隊の連携を密にし、総合的かつ効果的に消防活動を展開するため、以下の事項について定めるものとする。

第1節 現場指揮本部の開設

(現場指揮本部の設置と開設)

第1 現場指揮本部の設置、開設は災害の態様、規模を勘案し、現場指揮者が必要と認める場合に設置するものとし、設置基準は第10章の出動計画で定める出動種別ごとに区分する。

なお、次に定める要件を満たす必要により現場指揮者が設置する。

- (1) 現場指揮者が必要と認めたとき。
- (2) 火災警戒区域を設定したとき。
- (3) 多数傷病者の発生事故のとき。
- (4) 遭難事故捜索活動のとき。
- (5) 特殊災害（NBC災害等）のとき。
- (6) トンネル内車両火災のとき。
- (7) その他、現場指揮者が必要と認めたとき。

(現場指揮本部設置の留意事項)

第2 現場指揮本部の設置は、下記のこと留意する。

- (1) 警防活動全般が把握でき、警防活動に支障のない場所であること。
- (2) 無線障害が少ない場所であること。
- (3) 必要な活動スペースが確保できる場所であること。
- (4) 関係者との連絡調整に便利な場所であること。

(現場指揮者)

第3 現場指揮者は現場臨場の上位階級者で、災害活動等を指揮する現場最高責任者である。

2 警防活動時、2名以上の指揮者が同一行動する場合、上位階級者が現場指揮者となる。この場合、同階級者である時は、管轄の指揮者が現場指揮者となる。

また、管轄の指揮者が2名以上の場合は、先着活動隊の指揮者が現場指揮者となる。

3 現場指揮者は、下記のこと留意するものとする。

- (1) 現場指揮本部に常駐し、災害現場の統括を図ること。ただし、初動指揮及び災害の状況等により、その現場を離れる場合は、適宜、所在位置を明確にし、緊急連絡可能な措置を講ずる。
- (2) 指揮隊員を活用し、災害の状況及び消防部隊の活動状況を迅速的確に把握する。
- (3) 消防部隊の増強要請は、時機を逸することなく行う。

また、火勢鎮圧後は、必要以上に消防部隊を現場に待機させないものとする。火災鎮火、または災害事案沈静後は、必要により消防部隊及び消防団部隊の縮小を図り、別案件に備えるための措置(帰署に就く)を行う。

- (4) 必要に応じて関係者（電気、ガス業者等）の派遣を求め、消防活動等に必要な措置を講ずる。
- (5) 災害の状況に応じて、各級指揮者を現場指揮本部に集合させ、防ぎよ戦略等を行い任務の徹底を図る。

(現場指揮本部長)

第4 現場指揮者は、現場指揮本部が設置された場合には現場指揮本部長なる。

2 現場指揮本部は、現場指揮者が設置するものとする。

(指揮宣言等)

第5 現場指揮者は次の場合、指揮権の所在を明らかにするため、指揮宣言を行わなければならない。

2 現場指揮本部を設置する場合

3 上位指揮体制又は下位指揮体制に移行する場合の留意事項。

(1) 指揮体制を移行する場合は、災害の状況、活動方針、部隊活動の状況等を報告し、指揮の間隙が生じないようにする。

(2) 指揮権の委譲を受けた指揮者は、災害現場の実態を把握後、直ちに指揮宣言を行うものとする。

(3) 上位指揮者が災害現場に到着した場合でも、自動的に上位指揮者に指揮権が移行するものではない。指揮権は、あくまで上位者が指揮宣言をしたうえで指揮権が移行する。この意思表示がない限り現場指揮者の権限は発生しない。

(現場指揮者の代行)

第6 現場指揮者の代行任務

(1) 現場指揮者が事故等により、その職務を行うことが不可能となった場合は、指揮隊長又は上位指揮者は直ちに指揮宣言を行い指揮に間隙を生じさせないようにすること。

(2) 現場指揮者が災害状況把握のため、現場指揮本部を離れる場合、指揮隊長は現場指揮を代行する。この場合、現場指揮者と常時連絡が取れる態勢をとる。

(3) なお、現場指揮者が現場到着までの間、各級指揮者が指揮の代行を行う。

(指揮隊の任務)

第7 現場指揮者の統括指揮のもとに、次の任務を遂行する。

(1) 活動方針の決定

(2) 各種情報の収集及び整理

(3) 災害実態の把握、状況判断、決断と命令

(4) 消防部隊の運用管理及び隊員の安全管理

(5) 警防計画、査察台帳等の閲覧

(6) 支援情報の伝達

(7) 無線統制、進入統制

(8) 消防本部へ状況報告

(9) 水利統制、筒先統制

(10) 災害広報、関係者の確保

(11) 消防団の指揮支援

(12) 関係機関との連絡及び調整

(13) その他、現場指揮本部長の特命事項

(現場指揮本部の標旗)

第8 現場指揮本部には、指揮本部の標旗を掲げる他、指揮活動に必要な資器材を配置する。

第2節 指揮体制と出動区分

(指揮体制と出動区分)

第1 現場指揮者は次表のとおりとする。

指揮体制区分	現場指揮者 (現場最高責任者)	指揮隊 (指揮隊員)
第1 指揮体制 (第1 出動)	消防署長	指揮隊長 副署長 指揮隊員 消防署主査以上 (2名以上)
第2 指揮体制 (第2 出動)	消防署長	
第3 指揮体制 (第3 出動)	消防長	

- (1) 消防署長は原則として、第1、第2指揮体制現場指揮者の任務にあたる。
- (2) 消防署長に事故あるとき又は必要により副署長が現場指揮者の任務を兼務する。
- (3) 署指揮隊は、必要に災害現場への先着を意識することなく、消防署隊と同時出動、若しくは支援情報の収集に努めるものとする。
- (4) 署指揮隊は、指揮1の運用を原則とする。
- (5) 署指揮隊は、必要により、消防署隊の車両に同乗し災害活動を行うことが出来るものとする。
- (6) 消防長は第3出動区分に限らず、自らが必要と判断する場合に出動し、必要により現場指揮者の任務にあたる。
- (7) 出張所長は宮守地区に火災発生の場合並びに消防署長命により出動するものとする。

(現場指揮本部の組織編成)

第2 現場指揮本部設置時の組織編成

区分	消防本部・消防署			任 務	消防団任務
	役 職	職 名	人 員		
総括指揮本部	本部長	消防長	1	総括指揮者 第3 指揮体制現場指揮者	消防団の総括指揮 ・ 団隊本部長に 消防団長 ・ 副本部長に 副団長
	副本部長	消防総務課長	1	統括指揮者補佐	
	本部長付	同総務課長補佐	1	総括指揮本部は消防本部又は、必要により災害現場に置くものとする。	
	本部員	同総務課員	3		
指令室	指令室長	保安施設課長	1		
	室長補佐	同課長補佐	1		
	指令室員	保安施設課員	2 ～		
現場指揮本部	現場指揮本部長 (現場指揮者)	消防署長	1	第1, 第2 指揮体制現場指揮者 消防署長	消防団の指揮隊 ・ 団指揮隊長に 団本部分団長 ・ 指揮隊員に 団本部副分団長
	指揮隊長 (指揮担当)	副署長	1	同章第2 節第3 (2)「現場指揮本部の運用要項」のとおり	分団隊の指揮 各分団に指揮隊を
	指揮隊員 (情報、通信担当)	署係長、主査	1		

指揮隊員 (連絡、広報担当)	〃	1	置き活動する。
補給、誘導班	〃	1	

- 1 現場指揮本部設置時に係る任務分掌は、第2章第3節第5に定める特別警防体制の事務機構を準用する。
- 2 現場指揮本部は、災害現場の状況及び部隊行動等を把握できる場所に開設し、現場指揮本部旗を掲げる。
- 3 現場指揮本部を開設又は移動したときは、総括指揮本部及び活動各隊に報告する。
- 4 消防長は第3指揮体制に係らず、自らが必要と判断する場合に出動し、必要により現場指揮者の任務にあたる。
- 5 現場指揮本部の開設時機は、おおむね第1出動の部隊配備(任務付与)が完了した時点を目安とする。
- 6 指揮隊は災害実態の早期把握は重要であるが、消防活動劣勢時には消防部隊の活動支援を優先する。
- 7 現場指揮本部は災害状況及び周囲環境を勘案し、指揮車車内で運用することにも配慮する。特に、り災関係者等の聞き取りにおけるプライバシー保護を考慮することが重要である。
(現場指揮本部の運用)

第3 現場指揮本部の運用は次によるものとする。

- (1) 現場指揮本部は、消防指揮隊と消防団指揮隊が一体となり機能的かつ友好的な指揮体制の確立を図るものとする。
- (2) 現場指揮本部の運用要項

指揮担当 (指揮隊長)	現場指揮本部長の補佐、同本部長下命により消防部隊に対して活動指揮等を行う。	
	部署配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として人命検索、最も危険と目される場所又は消火困難な方面は消防署隊が担当する。 2 火災現況の変化に対応する消防団の任務及び、飛び火警戒等を含む消防隊の連絡体制の確立を図ること。 3 有圧水利の同時使用による水圧低下をきたさないよう、水利部署命令をすること。 4 火災拡大により消防隊が転戦する場合は、水利状況を勘案して部署命令をすること。
	防ぎよ線の設定	火勢、延焼方向及び速度から必要部隊の集結時間等を考慮して、必要な距離を判断して防ぎよ線を設定する。
転戦 (移動)	<ol style="list-style-type: none"> 1 転戦後の部署位置は、防ぎよ線の形成を考慮し、火勢及びその方向によって判断して明確な指示をすること。 2 転戦の指示は、次により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 転戦(移動)方法 (2) 転戦後の部署位置 (3) 任務及び担当火面 	

	破壊消防	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時間：火勢の大きさと範囲を見極め判断すること。 2 場所：延焼方向、延焼速度、地形、風向の変化、破壊建物の状況等を考慮して選定すること。 3 方法：機械力を活用し、消防隊の指揮の下に安全な方法で行うこと。 4 範囲：破壊範囲の判定は、火災前線の正面幅、燃焼物、風速、地形等の条件を考慮して必要最小限とする。
情報、通信担当		<ol style="list-style-type: none"> 1 支援情報の伝達 2 活動隊の通信統制、総括本部との連絡調整 3 情報収集、分析、整理、災害状況の記録、防ぎよ図の作成
連絡、広報担当		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集、分析、整理、災害状況の記録 2 災害広報、関係者確保のための広報 3 総括本部との連絡調整
補給、誘導班		<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材、食料、燃料等の調達、補給について連絡調整を図る。 2 遠野市災害対策本部が設置された場合は、補給担当部局と協力態勢を図る。 3 応援隊を効果的に配置するため、次のことを具体的にして誘導する。 (全体の警備方針、応援隊の任務、部署配置、命令伝達方法) 4 誘導は、状況により地元団員を主体として専任の誘導員を配置する。

第3節 情報広報

(情報広報)

第1 災害情報に関する広報は、地域住民の混乱防止及び人身の安定を図るため、次により住民並びに報道機関に対して速やかに災害の状況又は災害の危険性等を周知するように努める。

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) 現場指揮本部による現場広報
- (3) 防災ヘリ、防災行政無線、遠野ケーブルテレビによる広報
- (4) 官公庁及び大型店舗等の放送設備による広報
- (5) 報道機関の協力による広報
- (6) その他関係機関の協力による広報